

# 文化的景観

# 別府の湯けむり景観



# 国選定重要文化的景観

(平成二十四年九月十九日)

国選定)

# 別府の湯けむり・温泉地景観

別府市では、西部の火山帯から東部の別府湾に向けて広がる火山麓扇状地に、豊富な温泉資源を活用した生活・生業の在り方を示す文化的景観が展開します。

高温の沸騰泉は気液分離装置によって温泉水と温泉蒸気とに分けられ、温泉水は配管を通じて集落へ、温泉蒸気は「湯けむり」として空中に高く排出されます。



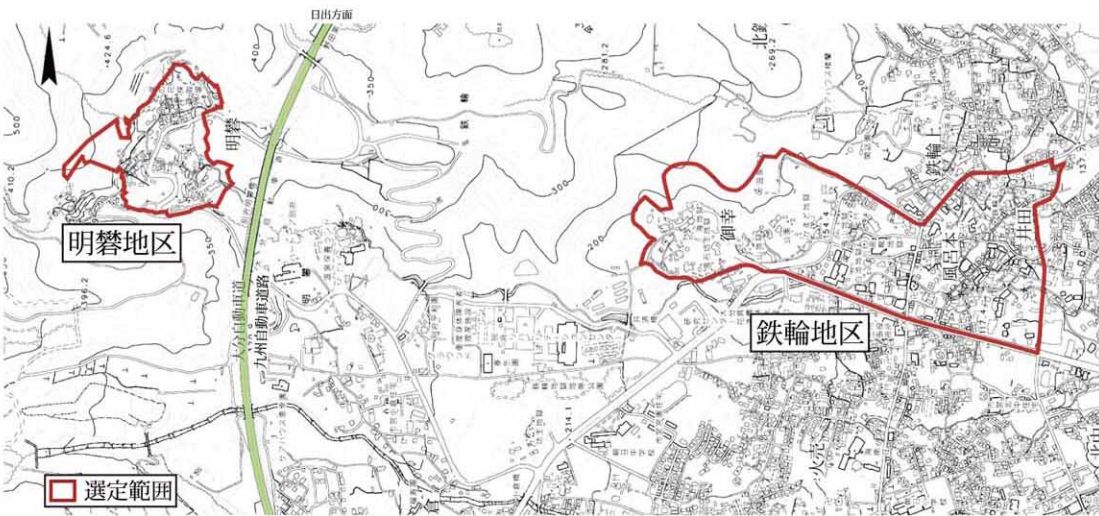
別府古来の自然湧出泉による温泉地は「別府八湯」と総称され、江戸時代後期までは農閑期を中心に周辺の地域から湯治客が集まるものでした。明治時代以降は、別府港の築港、鉄道・道路の整備により観光客が増加し、別府は一大観光都市へと発展しました。その中でも鉄輪温泉・明礬温泉では、近世の旅籠・木賃宿に起源を持つ宿泊業が現在も旅館又は貸間として継続しています。また、住民が組合制の下に管理・運営している共同浴場として温泉水が利用されています。



温泉以外にも、江戸時代の史料に記録される地獄釜の蒸し料理や明礬温泉の湯の花が入浴剤として販売されるなど、別府に特徴的な温泉蒸気の利用も認められます。



このように、別府の湯けむり・温泉地景観は、扇状地の随所から立ち上る湯けむりの下で営まれる、温泉資源の多面的な利用の在り方が、文化的景観として極めて価値の高いものと認められ、平成24年9月19日に鉄輪地区及び明礬地区の一部が、温泉地としては全国で初めて、国の重要文化的景観に選定されました。



【選定範囲】別府市大字鉄輪及び大字鶴見字明礬、北中の各一部 約45.7ha

別府に住み温泉を利用した人々の暮らしが高く評価されて文化財に

山や森に降り注いだ雨が地下水となり、この地下水が鶴見岳などの火山（マグマ）の影響を受けて湧出する温泉資源は、源泉数・採取湯量・泉質の多様さなど世界有数の規模を誇っています。こうした温泉資源を有効に活用し、日々の生活や生業に利用することで、市内各所で湯けむりが立ち上る様子を目にすることができます。

湯けむりにも幾つかの種類があります。遠くから眺めた時の扇状地に空高く立ち上る湯けむりは、別府を代表する景観のひとつです。また、共同浴場や地獄釜あるいは湯の花小屋や地獄から立ち上る湯けむりは、人々の生活や生業に深く結び付くものです。このほかに、別府石で積み上げられた石垣の隙間や路地の側溝に見られる湯けむり。

どの湯けむりも、別府の湯けむり景観を形づくるものになります。

これらの湯けむりは、自然の産物である温泉と、それを日々の生活や生業に利用した人々との共同作業によって生み出されたもので「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地」という文化的景観の定義に沿うものであり、別府が世界に誇るべき貴重な文化財です。

### 別府の湯けむり景観チャート



重要な構成要素とは：重要文化的景観に選定されるには、その土地の文化的景観を特徴づける「重要な構成要素」を記載することになっています。別府の湯けむり・温泉地景観では、共同浴場や地獄釜など現在利用されているものや過去に使用されていた温泉遺構などを対象としています。

# 鉄輪温泉の文化的景観

鉄輪温泉は、一遍上人が蒸し湯を開発したという伝承が残るなど、別府市内でも古くから温泉地として知られてきた地区です。農閑期に湯治のため訪れた人向けの旅籠や木賃宿に起源を持つ旅館や長期滞在客向けの貸間旅館、湯治に使われた共同浴場、さらに生活に必要な食料などを売る商店がセットになる形で湯治場として発達するとともに、地区の西側に集中する「地獄」を観光資源とするなど、湯治と観光それぞれの要素を保ち続けているのが特徴です。



## 鉄輪温泉の歴史

- 建治 2 年 (1276) 一遍上人が豊後に滞在する。
- 貞享 3 年 (1686) 鉄輪村が天領となる。
- 明和 6 年 (1769) 石風呂 (蒸し湯) の修復料をめぐる村方と松寿寺 (現在の温泉山永福寺の前身) が争い、代官所が調停する。
- 明治 4 年 (1871) 無住となった松寿寺が廃寺となり、石風呂が南鉄輪村の管理となる。別府築港開港。
- 明治 5 年 (1872) 松寿寺内にあった熊野権現社が移設され、温泉神社として鎮座する。
- 明治 22 年 (1889) 鉄輪村と鶴見村が合併し、朝日村となる。
- 明治 24 年 (1891) 尾道の永福寺の寺号を借り受け、温泉山永福寺が開山する。
- 明治 28 年 (1895) 上渋の湯 (現在の渋の湯) が開設される。
- 明治 43 年 (1910) 海地獄の管理人が見物人から入場料を徴収するようになる。
- 明治 44 年 (1911) 上総掘り技術の導入の結果、この頃には市内の突湯の累計が 76 か所に達する。
- 大正 6 年 (1917) 九州自動車在地獄遊覧用自動車の運行を開始する。
- 大正 10 年 (1921) 地獄循環道路竣工。
- 昭和 3 年 (1928) 油屋熊八が亀の井自動車株式会社を設立し、ガイド付き遊覧バス運行を開始する。
- 昭和 22 年 (1947) 別府地獄組合が設立される。
- 昭和 39 年 (1964) 九州横断道路が開通する。
- 平成 21 年 (2009) 鉄輪温泉地区温泉湯けむり重点景観計画策定。

### 一遍上人の伝承

鎌倉時代の終り頃、踊り念仏で知られる一遍上人が豊後の国を訪れた際に、鉄輪一帯の地獄を鎮め、温泉療養の場として石風呂 (蒸し湯) や熱の湯などを開いたという伝承が鉄輪には残っています。

鉄輪の人々は、温泉を切り開いてくれた一遍上人をしのび「湯あみ祭り」を毎年 9 月に開催しています。



### 温泉掘削の歴史

空高く立ち上る湯けむりのほとんどは人工的に掘削してできたものです。江戸時代までは自然に湧き出ている温泉を利用していました。明治時代になると井戸掘りの掘削技術である上総掘りが伝わり、利用できる源泉は飛躍的に増加しました。戦後、動力ボーリングを導入するとさらに増加し、現在のような景観が形つくられました。



### 地獄めぐりの黎明期

それまで徒歩や馬車が中心であった鉄輪への道のりは、大正 6 年に九州自動車による地獄遊覧タクシーが運行されると、多くの観光客が鉄輪まで訪れるようになりました。昭和 3 年には「別府観光の父」と呼ばれる油屋熊八により、日本初の女性バスガイドが採用され、七五調で案内される地獄めぐりは大きな話題を呼びました。



湯治場としての特徴

江戸時代以降、鉄輪には温泉治療や農閑期の骨休めのため長期滞在する湯治客が多く訪れました。

湯治は一般的に「七日一廻り」といわれ、これは身体の中様々な物質は7日間で体内を廻り出るという考えに基づくもので、そのサイクルに合わせた入浴が適しているとされたことによります。多くの湯治客はこれを二廻り・三廻りと繰り返し、短くて1週間、長ければ1か月以上滞在する人もいました。

湯治客は長期滞在に適した貸間に宿泊し、温泉は「蒸し湯」や「渋の湯」などの共同浴場を利用、食事は商店から食料品を購入して、貸間に設置している地獄釜で自炊をして湯治生活を行っていました。

現在でも、湯治場としてのシステムは残されており、湯治客が商店で魚介類や野菜などその日の食材を購入し、貸間に備え付けの地獄釜で自炊をする伝統的な湯治場の光景を垣間見ることが出来ます。



貸間旅館  
貸間旅館は、宿泊客が地獄釜で自炊をするため、宿泊料金が安く設定されており、長期滞在を行う湯治に適した宿泊施設です。



地獄釜  
温泉の蒸気を利用した調理施設で、さつま芋なら30分、卵なら6分程度で蒸しあがり、食材によって釜に入れるタイミングを調整します。



商店と貸間旅館・旅館  
鉄輪では旅館や貸間旅館の周辺に商店が点在し、湯治生活に必要な日用品や野菜や魚介類などの食材が店頭で並んでいます。



共同浴場 (地獄原温泉)  
市営温泉のほか、住民による組合制で管理・運営が行われる共同浴場もあり、地元住民をはじめ、湯治客や観光客にも親しまれています。

温泉観光地としての特徴

高温の噴気が噴出し、農地に適さない「地獄」は地元の人々から厄介物扱いされていました。ところが、明治時代の終わり頃に「海地獄」で見物人から料金を徴収するようになりこれが成功すると「地獄」に見世物としての価値が見出され、大正時代の終わりから昭和の初めにかけて次第に「地獄」が開園していきました。

大正6年頃から始まったとされる「地獄めぐり」はその後、別府の大きな観光資源へと成長し、湯治目的の客に加え観光目的の客が訪れるようになるなど、鉄輪温泉は温泉観光地として発展していききました。



# 明礬温泉の文化的景観

明礬温泉では、硫黄分を多く含む酸性の噴気が噴出しています。温泉の泉質も硫黄泉であり、古くから皮膚病に効能のある温泉地として知られてきました。また、国の重要無形民俗文化財に指定された独特な製造技術によって湯の花が作られています。自然環境が多く残る中で、鶴見岳より噴出された角閃石安山岩（通称別府石）を用いた擁壁で整地された土地の上に、湯の花採取用の藁や茅を用いた小屋が立ち並びなど、伝統技術とともに景観を守ってきているのも特徴です。



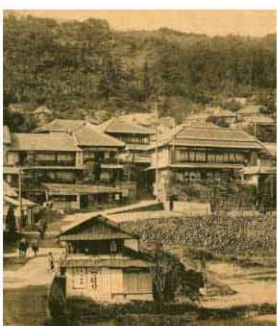
## 明礬温泉の歴史

**豊後明礬の製造**  
寛文6年、渡辺五郎右衛門は、この地で明礬の製造に成功しました。18世紀には幕府から明礬会所設立を許可されるなど全国で生産される明礬の7割を占めるほどになりました。しかしその後、幕府の保護が無くなったことや安価な中国産明礬が輸入されるようになると、明礬製造は徐々に衰退していきました。

**湯の花製造の開始**  
明治17年、明礬販売の不振による生産者の失業対策として、明礬の半製品を「湯の花」という商品名で入浴剤として関西方面に売り出したところ評判が良く、明礬製造から湯の花製造に切り替わる形で生産されるようになりました。以後、「湯の花」は、別府を代表する温泉土産として観光客に親しまれています。

**湯治場としての発展**  
明礬温泉は、古来より効能が高い温泉として知られ、湯治客と地元住民が利用する共同浴場を中心に、旅館や貸間などが整備され発展してきました。現在でも、共同浴場である鶴寿泉を中心として旅館群が立ち並び、その付近には「薬師湯滝湯跡」や「灌漑浴場施設記念碑」などの温泉遺構が点在しています。

- 弘安4年(1281) 元寇の来襲後、傷を負った兵士の治療の為、地頭泉が整備される。
- 寛文6年(1666) 渡辺五郎右衛門が明礬の製造に成功する。
- 享保20年(1735) 徳川幕府から江戸、大阪に明礬会所の設立を許される。
- 宝暦8年(1758) 徳川幕府から京都、堺にも明礬会所の設立を許され、明礬の専売体制が完成。
- 安政4年(1857) 明礬会所が徳川幕府の保護を失い明礬製造販売が、誰でも行える自由稼業となる。
- 明治17年(1884) 明礬製造時の粗製礬土を入浴剤の「湯の花」として京阪神地方に売り始める。
- 明治22年(1889) 鉄輪村と鶴見村が合併し、朝日村となる。
- 明治35年(1902) 鶴寿泉が御殿造り風の建物に整備される、薬師湯に滝湯と蒸し湯が併設される。
- 明治37年(1904) 明礬地区及び湯山地区の40名で湯の花組合を結成する。
- 大正8年(1919) 地蔵泉が整備される。
- 昭和10年(1935) 朝日村と別府市が合併し、地蔵泉が整備される。
- 昭和24年(1949) 湯の花組合が解散する。
- 昭和33年(1958) 大火が起こり、薬師湯など計7棟が全焼する。
- 平成18年(2006) 別府明礬温泉の湯の花製造技術が、国の重要無形民俗文化財に指定される。
- 平成24年(2012) 明礬温泉地区温泉湯けむり重点景観計画策定。





湯の花製造体験の様子  
保存会による「湯の花子ども文化・化学教室」は、毎年夏休みに開催され、子どもたちに湯の花製造を体験してもらう取り組みが行われています。

湯の花製造地としての特徴

明礬製造事業の不振による失業対策として明治17年に始った湯の花製造は、品質を向上させることにより販路を拡げ、最盛期には百棟以上の湯の花小屋が建ち並び、多くの人が湯の花の製造に従事していました。しかし、戦時中、湯の花の需要は激減し、戦争が終わっても回復はせず、昭和30年頃には、湯の花小屋の数も10数棟を数えるまでに減少してしまいました。

その後は、生産者の努力により徐々に回復の兆しをみせ、現在では40棟ほどの湯の花小屋が建ち並び、別府市を代表する景観地として国内外から多くの観光客が訪れています。また、守り受け継がれてきた湯の花製造の技術は、平成18年に国の重要無形民俗文化財に指定され、これを機に明礬温泉湯の花製造技術保存会を結成し「湯の花こども文化・化学教室」を開催するなど次世代の育成にも取り組んでいます。



湯の花小屋  
湯の花小屋は、酸性度の強い噴気の影響や地面に敷く青粘土の取替などで、2～3年ごとに建て替えられています。



別府石の石垣と湯の花小屋  
別府の地下に埋没する安山岩は、通称「別府石」と呼ばれ、この別府石の石垣と湯の花小屋の組み合わせは、明礬温泉の魅力の一つです。



湯の花組合事務所跡  
明礬温泉の噴気は酸性が強く、建物の建築部材も劣化が早くなるため、壁の取替が容易な板張り・鎧張りの建物が多くみられます。



薬師湯滝湯跡  
昭和30年代まで存在していた共同浴場の薬師湯に併設された滝湯跡で、半分以上埋められています。往時の姿を今に伝えています。



共同浴場（鶴寿泉）  
横方向の板張りの外壁を持つ鶴寿泉は旅館群が立ち並ぶ一角にあり、地元住民をはじめ、湯浴客や観光客に親しまれています。



湯の花製造所の石製門  
湯の花組合創立記念碑  
明礬温泉には、湯の花製造の黎明期に建てられた石碑が点在しており、産業の歴史を語り継ぐ貴重な資料となっています。

今後の取り組みについて

別府市の文化的景観は、温泉資源を活用することで形作られたものであり、温泉資源の枯渇は別府市全体の生活や生業、ひいては文化的景観に対して影響します。現在行われている温泉資源を守るための規制や取組を利用しつつ、温泉資源を維持しながら使っていくという考え方が文化財の保護にもつながっていることを理解していただけるよう、様々な形で啓発します。

また、鉄輪地区及び明礬地区で定められている『重点景観計画』などによる誘導でそれぞれの要素と景観全体の保護を図り、必要な場合はそれを補足する形で制約を設けて、日々の生活との両立を目指します。



別府市では各地区や町内の住民等により、まちあるきで町内を案内する事業が自主的に行われています。重要文化的景観に選定された地区についても、まちあるきの中で文化的景観に関わるスポットなどを取り入れていただくことで、文化的景観に対する理解を深めてもらえるよう、働きかけます。

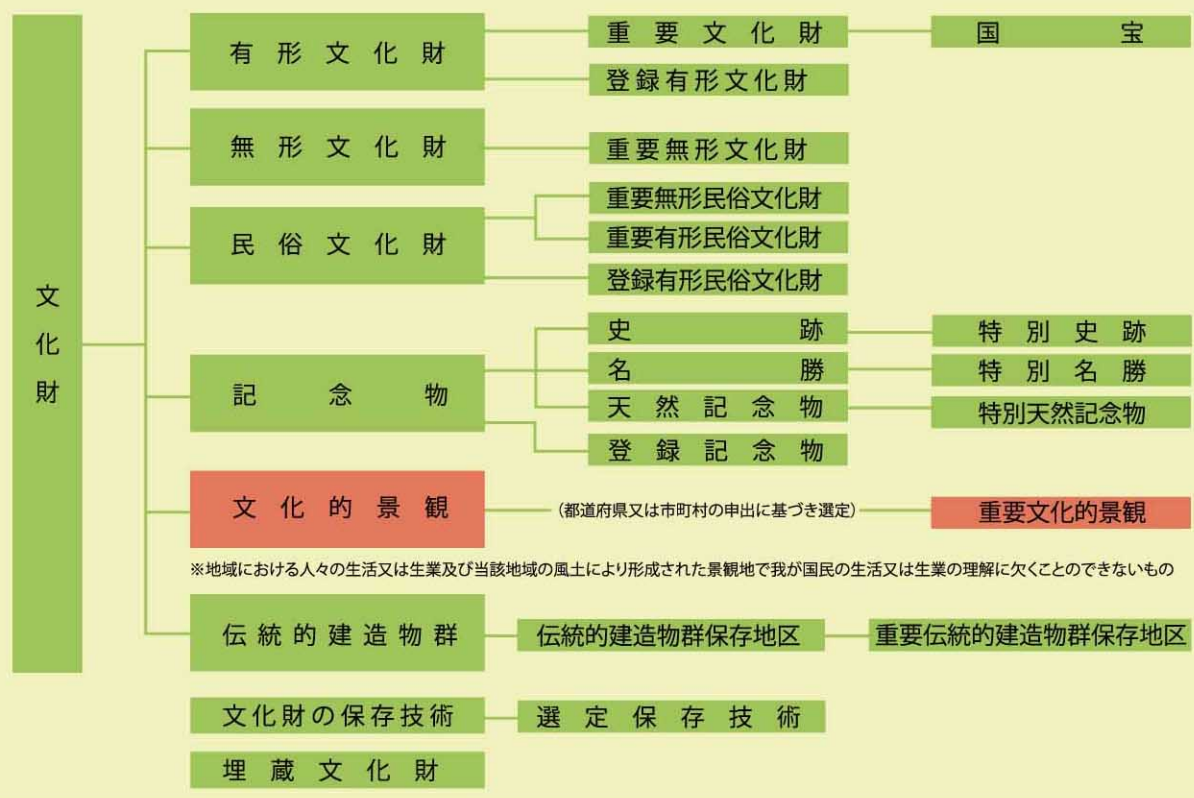
また、文化的景観としての価値を保ちつつ、必要によっては修景などを行うことにより、その価値を高められるような取り組みを行っています。



別府の文化的景観を、次世代の子どもたちへと受け継ぐため、総合的な学習の時間などを通じて、文化的景観を学ぶ機会を持つような取り組みを進めていきます。

文化的景観とは、文化財保護法で定められた文化財の一種で、人々の生活や生業といった日々の営みと、風土によって形作られた景観地のことです。普段何気なく目にする風景や生活の中にも、文化的な価値をもつ地域の営みに根ざした景観があり、そのような景観は全国各地に多数存在しています。その中でも、特に重要なものは重要文化的景観として選定を受けることができ、景観を守りつつ魅力ある地域づくりを進めるための制度として活用することができます。

文化財保護の体系



※地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解に欠くことのできないもの